

転入・転出等の届け出はお早めに

転入・転出

3月から4月にかけては、転入・転出が多くなります。手続きについては次の点に注意してください。

■ 転出するとき
転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。必要なもの
印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

■ 転入するとき
転入した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの
転出証明書または住民基本台帳カード(当該カードで転出手続きをした方)、印鑑、年金手帳(基礎年金番号通知書)、外国人の方は在留カード(特別永住者証明書)

転居する(市内で住所が変わる)とき

転居した日から14日以内に届出をしてください(予定では受け付けできません)。

必要なもの
印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、外国人の方は在留カード(特別永住者証明書)

問合せ

市民生活課市民係
TEL 72-1111(内線141-143)

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について

軽自動車税

■ 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を取得・譲渡したとき
または住所が変わったときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告(手続)が必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降に廃車等の手続きをした場合でも、月割りによる減額はなく、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃車の手続きが完了するまでは軽自動車税が課税され続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。

■ 原動機付自転車・小型特殊自動車用の申告書は市役所税務課に備え付けていますが、市のホームページからもダウンロードできます。

◎原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車

■ 申告先 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)
● 所有(使用)している方の印鑑(名義変更については新旧所有者(使用者)の印鑑)
● ナンバープレート
● 標識交付証明書

◎軽自動車(四輪、三輪、250cc以下の二輪)

■ 申告先 全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所(鹿児島市谷山港2丁目442) TEL 099-2614011
● 超えるもの
■ 申告先 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局(鹿児島市谷山港2丁目41) TEL 050-55402089

■ 問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

4月は統一地方選挙の月です

4/12 (日) 県議会議員選挙
※告示日 4月3日(金)

4/26 (日) 市議会議員選挙
※告示日 4月19日(日)

【投票時間】午前7時～午後6時

※道野、真茅、下山、金山、木口屋、田布川の投票所は午後5時まで

◆投票できる人

【県議会議員選挙】

平成7年4月13日までに生まれた方で、平成27年1月2日以前からの居住者

【市議会議員選挙】

平成7年4月27日までに生まれた方で、平成27年1月18日以前からの居住者

※住所要件については、住所の異動届を市役所の窓口へ提出した日からの起算となります。

◆入場券をお持ちください

入場券に記載してある投票所(期日前投票は市役所北別館会議室)へ、ご自分の入場券を切り離してお持ちください。万一紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨を申し出てください。

◆不在者投票

【病院や施設等に入院・入所中の方】

不在者投票施設の指定を受けた病院・老人ホームなどに入院(入所)中の方は、不在者投票をすることができますので、病院長・施設長などに申し出てください。

【長期の出張や旅行等の方】

滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きには日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなど予定がある方は…

期日前投票をご利用ください

■ 期間 告示日翌日から投票日前日まで
■ 時間 午前8時30分～午後8時
■ 場所 市役所北別館会議室

問合せ 枕崎市明るい選挙推進協議会
枕崎市選挙管理委員会 TEL 72-1111(内線311)



3月は市税等滞納整理強化月間です

滞納整理

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに、督促手数料(1期ごと100円)・延滞金(納期限1カ月経過までは年利2.8%、1カ月経過後は年利9.1%)も納めなければならなくなります。

延滞金は納期限の翌日から計算され、原則減免はありません。市税等の納め忘れがある方は、お早めに納付をお願いいたします。

便利で安心な「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間がはぶけ、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは、市役所税務課及び市内金融機関で行えますので、この機会に口座振替申請の手続きをお願いいたします。

納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに市役所税務課にご相談ください。

休日(毎月第3日曜日)市税納付窓口を開設

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
納付できる市税等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療

県・市町公売会に出展

1月28日に県民交流センターにおいて、県と枕崎市ほか13市町による合同公売会が開催されました。公売会は、市税等の滞納により差し押さえた財産を売却して、その買受代金を滞納している税に充てることにより、滞納額の縮減を図るものです。公売会には美術品や日用品など、465点の公売物件が出品され399点が売却されました。本市も39点を出品し36点が売却され、滞納市税に充てられました。

■ 問合せ 税務課管理収納係
TEL 72-1111(内線152・153)



▲合同公売会の様子